

日本癌治療学会認定がんナビゲーター制度に関する広報規約

(目的)

第1条 日本癌治療学会（以下、本学会）では、日本のがん医療の発展と進歩を促進し、国民の福祉に貢献することを目的として、日本癌治療学会認定がんナビゲーター制度（以下、本制度）を設け、認定がん医療ネットワークナビゲーター・シニアナビゲーターの育成を行っている。認定されたナビゲーター・シニアナビゲーターの活動が円滑かつ有効に行われるためには、一般市民やがん患者・ご家族、医療機関、行政などにその育成方法や活動内容および実績が幅広く認知される必要がある。一方で、本制度に関する情報は正しく扱われ、一般市民やがん患者・ご家族に誤解を与えることがないように注意する必要がある。本学会では、がん診療連携・認定ネットワークナビゲーター委員会（以下、委員会）の下にがん医療ネットワークナビゲーター広報ワーキンググループ（以下、広報WG）を設置し、本制度の広報活動の活性化と適正化を図っている。本規約は、本制度に関する広報活動を定義し、その活動が適正に行われることを目的とする。

(情報の定義)

第2条 本制度に関する情報とは、以下の項目のいずれかを含む

- 1) 名称
- 2) ナビゲーター・シニアナビゲーターの認証バッジ及びバッジの図案
- 3) ロゴ
- 4) その他、広報WGで認められた本制度に関する情報

(広報の定義)

第3条 本制度における広報とは、以下を指す。

- 1) 本制度に関する情報をマスコミ、SNS等を用いて不特定多数に提供すること
- 2) 本制度に関する情報をもとに広報物を作成し、不特定多数に提供すること
- 3) その他、広報WGで広報活動と認められた行為

(広報物の定義)

第4条 広報物とは、本制度に関する情報を含んだ以下のものを指す

- 1) 紙、布、プラスチック等を素材とした印刷物
- 2) 小物等の配布物
- 3) ポスターやのぼり等の不特定多数に閲覧可能な物品
- 4) その他、広報WGで認められた本制度に関する情報を含んだ物品

(広報活動の申請)

第5条 広報活動を企画あるいは実行する人及び団体（以下、広報者）は、以下の項目について明記したうえで広報WGに申請する。

- 1) 広報者氏名・団体名

- 2) 広報者所属
- 3) 広報の目的
- 4) 広報物の有無
- 5) 広報の方法（広報期間を含む）
- 6) 想定される広報のアウトカム

（広報活動の審議・承認）

第6条 本制度に関する広報活動は、使用する広報物も含めて、活動開始前に広報WGにて審議され承認されることを必須とする。

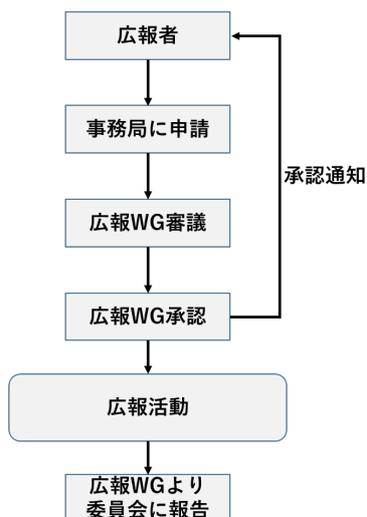
（広報活動の開始）

第7条 広報活動に対する広報WGでの承認は学会事務局より広報活動予定者に通知される。広報活動は承認通知後以降に開始する。

（広報活動の報告）

第8条 本制度に関する広報活動は、その活動が行われたのちに広報WGで報告されなければならない。

図. 本制度に関する広報フロー



（問い合わせ先）

第9条 広報活動に関する問い合わせ先は本学会事務局に置く。

（改廃）

第10条 この規約の改廃は広報WGの議を経て委員会で決定する。

（附則）

この規約は2021年8月1日から施行する。